

## 2 第一表の収入金額等と所得金額の箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「平成23年分所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の9ページから14ページも併せてご覧ください。

- 次の事項を、【事例1】の記載例の書き方(6ページ)を参照して書いてください。
- 提出先や提出日、申告年分(□□に「23」と書き)及び空白部分(「確定」と書き)と書きま。
  - 住所(事業所などを含みます)、氏名、性別、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、生年月日、電話番号(市外局番から書いてください)。
  - 申告の種類(株式等の譲渡所得等がある方は、「分離」を「○」で囲みます)。

**【上場株式等の配当等を受けた場合の課税関係】**  
 平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等(大口株主等※)が支払を受けるものを除きます。以下同じです。については、その支払の際に10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収がされます。  
 また、平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等については、総合課税に代えて、申告分離課税を選択することができます。なお、申告する場合には、申告する上場株式等の配当等全てについて総合課税と申告分離課税のいずれかを選択する必要があります。  
 ※「大口株主等」とは、その株式等の保有割合が発行済株式等の5%(平成23年10月1日以後に支払を受ける場合は3%となります)以上である株主等をいいます。

※ この源泉徴収票は、申告書の裏面ではなく「添付書類台紙」などに貼って申告書と一緒に提出してください。

申告書B第一表

申告書作成後、押印します。

FA002

平成23年分の所得税の確定申告書B

住所 D市△○町9-8-7

氏名 高松 三郎

職業 会社員

生年月日 3/29/1103

収入金額等

給与	9065400
配当	30000
合計	9095400

所得金額

給与	6958860
配当	30000
合計	6988860

源泉徴収

給与	559300
配当	2100
合計	561400

所得の内訳(源泉徴収税額)

所得の種類	収入金額	源泉徴収税額
給与	9,065,400	559,300
配当	30,000	2,100
合計	9,095,400	561,400

第一表(平成二十三年分)

第三表(29ページ)

第三表(25ページ)

平成23年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける氏名 高松 三郎

住所(居所) F市○町3-5-7

氏名又は名称 株式会社△△商事

## 3 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、【事例1】の7ページ及び「平成23年分所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の8ページも併せてご覧ください。

申告書B第二表

平成23年分の所得税の確定申告書B

FA0071

住所 D市△○町9-8-7

氏名 高松 三郎

所得の内訳(源泉徴収税額)

所得の種類	収入金額	源泉徴収税額
給与	9,065,400	559,300
配当	30,000	2,100
合計	9,095,400	561,400

所得から差し引かれる金額に関する事項

項目	金額
社会保険料控除	1,147,796
生命保険料控除	83,500
地震保険料控除	33,000
配偶者控除	38,000
扶養控除	38,000
基礎控除	2,024,296
合計	2,664,596

所得税額

所得税	2,100
住民税	900
合計	3,000

第一表(26ページ)

第一表(29ページ)

【支払通知書(上場株式配当等の支払通知書)】

項目	金額
配当金額	30,000円
所得税額	2,100円
住民税額	900円
税引後配当金額	27,000円

平成23年4月21日 J建設株式会社

## 4 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

- 作成に当たっては、【事例1】8ページをご覧ください。また、「所得から差し引かれる金額」は、「平成23年分所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の15ページから21ページで計算できます。

事例4

事例4

**5 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。**

○ 作成に当たっては、「特定口座年間取引報告書」及び「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」から転記します。

申告年分と空白部分を右のように書いてください。  
住所・氏名などを書いてください。

**特例適用条文**  
この事例では、「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例（措法37条の12の2）」（50ページ参照）の適用を受けていますから、「特例適用条文」欄の「措法」を「○」で囲み、その横のマス目に右のように書きます。

この事例の場合、平成23年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字ですので、「確定申告書付表」1面の⑤欄の金額に△を付けて（0の場合は0と）「申告書第三表」③欄に転記してください。また、「確定申告書付表」1面の⑥欄の金額は、「申告書第三表」④欄に転記してください。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

平成 23 年分の所得税の 確定 申告書(分離課税用) FA0033

住所: D市△町9-8-7  
氏名: 高松 三郎

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

特例適用条文: 措法 37 条の 12 の 2

※ 源泉徴収口座の譲渡所得等の金額を申告せず、その源泉徴収口座の配当所得の金額のみを申告する場合で、他に申告をすべき株式等に係る譲渡所得等の金額がないときは、「申告書第三表」③欄及び④欄は記入の必要はありません。

この事例の場合、「特定口座年間取引報告書」の「①譲渡の対価の額（収入金額）」欄からそのまま転記してください。

収入金額	1900000
配当	50000
合計	1950000

平成 23 年分 特定口座年間取引報告書

譲渡区分	譲渡の対価の額(収入金額)	取得費及び譲渡に要した費用の額等
上場分	1,900,000	2,119,000
特定信用分		
合計	1,900,000	2,119,000

確定申告書付表(2面)

翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額	169,000
----------------------------	---------

**6 第三表の税金の計算、その他**の箇所を書きます。

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

総合課税の合計額	6958860
所得から差し引かれる金額	2024296
⑨ 対応分	4934000
⑩ 対応分	000
⑪ 対応分	000
⑫ 対応分	000
⑬ 対応分	000
⑭ 対応分	000
⑮ 対応分	000
⑯ 対応分	000
⑰ 対応分	000
⑱ 対応分	000
⑲から⑳までの合計	559300
株式等配当先	169000

申告書第三表(分離課税用)(右上部)

⑳ 対応分	559300
㉑ 対応分	
㉒ 対応分	
㉓ 対応分	
㉔ 対応分	
㉕ 対応分	
㉖ 対応分	
㉗ 対応分	
㉘ 対応分	
㉙ 対応分	
㉚ 対応分	
㉛ 対応分	
㉜ 対応分	
㉝ 対応分	
㉞ 対応分	
㉟ 対応分	
㊱ 対応分	
㊲ 対応分	
㊳ 対応分	
㊴ 対応分	
㊵ 対応分	
㊶ 対応分	
㊷ 対応分	
㊸ 対応分	
㊹ 対応分	
㊺ 対応分	
㊻ 対応分	
㊼ 対応分	
㊽ 対応分	
㊾ 対応分	
㊿ 対応分	

第一表の所得金額「⑨合計」欄に記載した金額（26ページ参照）と所得から差し引かれる金額「⑲合計」欄に記載した金額（26ページ参照）を転記してください。

**「課税される所得金額」の計算**  
⑨欄の金額 - ⑲欄の金額 = A として  
Aの金額が黒字の場合  
Aの金額を㉞欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください（詳しくは【事例1】10ページを参照してください）。

この事例の場合、⑨欄の金額（6,958,860円）から⑲欄の金額（2,024,296円）を差し引いた残りの金額（4,934,000円）〔1,000円未満切捨て〕を㉞欄に書いてください。

Aの金額が赤字の場合  
【事例2】16ページを参照してください。  
㉞、㉟欄の合計の金額が1,000円未満の場合（赤字の場合も含まれます）、㊿欄の記入の必要はありません。

**「税額」の計算**  
総合課税の所得金額に対する税額  
59ページの「3 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます。  
この事例では、次のようになります。  
課税される所得金額(㉞欄) × 税率 - 控除額 = 総合課税の所得金額に対する税額  
4,934,000円 × 0.2 - 427,500円 = 559,300円  
.....(㊿欄に書きます。)

翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額（上場株式等に係る繰越損失及び特定投資株式に係る繰越損失の金額の合計額）を書きます。

確定申告書付表(2面)

翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額	169,000
----------------------------	---------

**7 第一表の税金の計算、その他**などの箇所を書きます。

申告書B第一表(右上部)

課税される所得金額	000
⑳ 対応分	559300
㉑ 対応分	
㉒ 対応分	
㉓ 対応分	
㉔ 対応分	
㉕ 対応分	
㉖ 対応分	
㉗ 対応分	
㉘ 対応分	
㉙ 対応分	
㉚ 対応分	
㉛ 対応分	
㉜ 対応分	
㉝ 対応分	
㉞ 対応分	
㉟ 対応分	
㊱ 対応分	
㊲ 対応分	
㊳ 対応分	
㊴ 対応分	
㊵ 対応分	
㊶ 対応分	
㊷ 対応分	
㊸ 対応分	
㊹ 対応分	
㊺ 対応分	
㊻ 対応分	
㊼ 対応分	
㊽ 対応分	
㊾ 対応分	
㊿ 対応分	

○ 作成に当たっては、【事例1】11ページをご覧ください。また、「平成23年分所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の21ページから25ページも併せてご覧ください。

この事例では、特定口座開設前に受け取ったJ建設の配当（30,000円）から源泉徴収されていた所得税額相当額（2,100円）が還付されます。  
なお、源泉徴収されていた配当割額控除額（住民税）の還付方法については54ページ「参考事項4」を参照してください。

確定申告書付表(1面下部)

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額

種目・所得の生ずる場所	配当等の収入金額(税込)	負債の利子
己証券大手支店	20,000	
J建設株式会社	30,000	
合計額	50,000	

本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額 50,000

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額	169,000
本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額	0

申告書第三表(右下部)

○ 分離課税の上場株式等の配当所得に関する事項

種目・所得の生ずる場所	収入金額	負債の利子	差引金額
付表のとおり	50,000		50,000

《参考》  
純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除の適用を受ける方は、「申告書第三表(分離課税用)」に代えて「申告書第四表(損失申告用)」を使用します。詳しくは、税務署におたずねください。